

# 農業委員会だより

岡田布施町農業委員会事務局（経済課内） ☎ 52-5805

## ■農業委員会とは

農地に関する事務を執行することが地方自治法で定められた合議体の行政委員会です。農地の権利移動・転用の許可などの審議や、農地利用の最適化（担い手への農地の集積・遊休農地の発生防止・新規参入促進など）に向けて活動しています。

## ■農地の売買や転用をする場合

農地法による手続きが必要です。まずは農業委員会事務局にご相談ください。

### ◇農地法

- ・権利移動を伴わない許可  
宅地などに転用する場合…4条許可
- ・権利移動を伴う許可  
農地のままでの権利移動…3条許可  
宅地などに転用する場合…5条許可

法改正により、農業委員は選挙制から、公募のうえ議会の同意を要件とする町長の任命制となりました。

現在は、7人の農業委員と7人の農地利用最適化推進委員で活動しています。

任期はいずれも令和3年3月31日までの3年間となります。

### ◇農業委員

役職	氏名
会長	國永 保
職務代理	小坂竜一
委員	福本卓雄
委員	重森 陽
委員	藤本 毅
委員	小野孝子
委員	西本勝彦

### ◇農地利用最適化推進委員

担当地区(大字)	氏名
宿井	西本浩二
川西	山城啓一
上田布施	岡野保雄
下田布施	南 一成
波野・大波野	永田洋一
麻郷奥・麻郷	驛重寛和
別府・馬島	木下嗣生

※許可申請は所定事項を記載した申請書に当事者が記名・押印をし、関係書類を添えて農業委員会事務局窓口で行ってください。なお、代理人申請を行う場合は行政書士など資格のある人へ依頼してください。

## ■農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的としています。

許可なく転用した場合や、許可を受けたとおりに転用しなかった場合は罰則があります。

※農地を転用した場合、転用した面積に係る固定資産税の課税額が変わります。詳細は、税務課資産税係（☎ 52-5804）へお問い合わせください。

## 農地転用の許可基準（農地区分）

農地区区分	要件	転用許可
農用地 区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内において ・農業公共投資後8年以内の農地 ・集団の中で高性能農業機械での営農可能な農地	原則不許可 ※土地収用法認定事業など公益性の高い事業（第1種農地の場合をさらに限定）の用に供する場合は許可
第1種農地	・集団農地（10ha以上まとまっている） ・農業公共投資対象農地 ・生産力の高い農地	原則不許可 ※土地収用法対象事業など公益性の高い事業の用に供する場合は許可
第2種農地	・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地	第3種農地に立地困難な場合などに許可
第3種農地	・都市的整備がされた区域内の農地 ・市街地にある農地（都市計画区域内用途区域内）	原則許可

## 一般基準（主なもの）

事業実施の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資金力と信用があるか</li> <li>●転用の妨げとなる権利を有する人の同意があるか</li> <li>●遅滞なく転用されるか</li> <li>●他法令による許認可が得られる見込みがあるか</li> </ul>
被害防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂の流出・崩壊など災害を発生させる心配がないか</li> <li>●周囲の営農条件に支障がないか</li> </ul>

# 農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します

岡田布施町農業委員会事務局（経済課内） ☎ 52-5805

町では下記のとおり農業委員会および農地利用適正化推進委員を募集します。

◇受付期間 7月10日（金）～8月17日（月）必着

◇提出場所 経済課（2階⑬窓口）

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	7人	7人
内訳など	認定農業者が過半数、中立的立場の人を1人以上、その他女性や青年なども考慮する	担当地区ごとに1人募集 ①宿井 ②川西 ③上田布施④下田布施・中央南 ⑤波野・大波野 ⑥麻郷奥・麻郷 ⑦別府・馬島
推薦する人	農業者または農業者組織などの代表	
推薦を受ける人 応募する人	農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人	農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人
	以下いずれかに該当する場合は委員となることはできません。 ・破産手続きの決定を受けて復権を得てない人 ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは、受けることがなくなるまでの人 ・町税などの滞納がある人	
委員の決定	議会の同意を要件とする町長の任命	農業委員会からの委嘱
委員の任期	令和3年4月1日～令和6年3月31日	農業委員会からの委嘱を受けた日（令和3年4月予定）～令和6年3月31日
主な業務	・農業委員会総会における農地の権利移動や転用に係る許可などの審議 ・現場活動（農地の巡視、遊休農地対策業務、農地利用の最適化推進活動など）	・担当地区の現場活動（農地の巡視、遊休農地対策業務、農地利用の最適化推進活動など） ・農業委員会総会に出席し、審議事項について意見を述べる
報酬	年額 172,700円	

農業委員と推進委員の兼務はできませんが、双方に推薦および応募することは可能です。

推薦および応募の申込書に記載された事項のうち、住所を除き町ホームページによる公表の対象となります。

推薦および応募の申込書は経済課に用意しています。また、町ホームページでも公開しています。